

酷暑の夏が過ぎ、やっと秋を感じる気候になってきました。おいしいものがたくさんある季節なのでウキウキします。さて、前回紹介した倫理規程は目を通して頂けたでしょうか。

近年は、社会全体のモラルの低下や医療情勢のめまぐるしい変化に伴う価値観の多様化などから、**作業療法士の品性や倫理性**が問われる状況も増えています。そのため、倫理規程の第1条には「会員の**倫理観を高め**、適正で効果的な作業療法サービスを提供するため、また会員が関与する倫理事案に対して円滑に対応を行うために必要事項を定めるものである。」とあります。

私たち作業療法士は「**作業療法士としての倫理観**」を考えながら働く必要があります。その倫理観を考える基礎となるものがOT協会の「倫理綱領」と「職業倫理指針」になります。そしてこの事項に抵触したものは「倫理事案」になります。以下はOT協会の「倫理綱領」です。

〈日本作業療法士協会 倫理綱領〉

1. 作業療法士は、人々の健康を守るため、知識と良心を捧げる。
2. 作業療法士は、知識と技術に関して、つねに最高の水準を保つ。
3. 作業療法士は、個人の人権を尊重し、思想、信条、社会的地位等によって個人を差別することをしない。
4. 作業療法士は、職務上知り得た個人の秘密を守る。
5. 作業療法士は、必要な報告と記録の義務を守る。
6. 作業療法士は、他の職種の人々を尊敬し、協力しあう。
7. 作業療法士は、先人の功績を尊び、よき伝統を守る。
8. 作業療法士は、後輩の育成と教育水準の高揚に努める。
9. 作業療法士は、学術的研鑽及び人格の陶冶をめざして相互に律しあう。
10. 作業療法士は、公共の福祉に寄与する。
11. 作業療法士は、不当な報酬を求めない。
12. 作業療法士は、法と人道にそむく行為をしない。

「職業倫理指針」は既に皆様のお手元にも配布されておりますが、「OT協会ホームページ→会員向け情報→倫理関連情報」からも確認できます。事例集も掲載されているので参考になると思います。

次号は「相談したい時はどうすればいいのか」や「相談した後にはどのように対応していくのか」を紹介する予定です。次回もぜひ、目を通して下さい。よろしくお願ひ致します。